

基本施策2 地域資源の活用

施策5 羽村の歴史と文化の保護・継承

施策5 羽村の歴史と文化の保護・継承

方針

市民が、自らが生活する「はむら」に郷土としての愛着と誇りをもてるよう、郷土を学ぶ機会を充実します。

市内に散在する有形・無形の歴史遺産や文化遺産を、後世に正しく残していきます。

現状と課題

郷土博物館では、市民の学びの場の一つとして、市の歴史・民俗・文化・自然等に関する資料の収集や保存、調査研究を行い、その成果を展示や学習会、資料集の刊行等を通じて市民に還元しています。

一方で、郷土博物館への来館者数は年々減少傾向にあることから、常設展示のほか、年間を通じて実施する企画展の内容充実を図るとともに、来館者数の増加につながるよう、郷土博物館公式Xや公式インスタグラム、市公式サイト等を通じて、魅力を積極的に発信しています。また、羽村市観光協会と連携し、イベント等でのポスター掲示やチラシ配布などにより、郷土博物館を周知し、来館者数の増加に努めています。

市には、国指定・登録文化財が3件（特別天然記念物、天然記念物の日本鶴を除く）、東京都指定文化財が5件、羽村市指定文化財が23件あるほか、土木学会選奨土木遺産に認定された「羽村取水堰（投渡堰）」や、学術的価値の高い文化財など、所有者や管理者の方々に守られてきた多くの歴史的資産が所在しています。また、周知の埋蔵文化財包蔵地として10か所の遺跡が確認されており、これらは、市民共有の貴重な文化遺産です。こうした文化財を後世へ継承していくため、それぞれの文化財の特性に応じた保存管理や修理と、その支援を行っており、今後も引き続き、こうした取組を継続していくことが必要です。

市では、市史編さん事業で収集した多くの新資料や、貴重な証言などを記録として蓄積しています。

世代交代等により、歴史的価値のある資料が散逸する恐れがあることから、資料の適切な保存と活用が求められます。

【資料5】

基本施策2 地域資源の活用

施策5 羽村の歴史と文化の保護・継承

こうした中、令和8年3月に全部改正された文部科学省の博物館設置運営基準では、収蔵資料の再評価に基づく交換、譲渡、返却、廃棄等を含めた管理の在り方を検討し、特に廃棄については多様な関係者の意見を聴きつつ、手続の透明性を確保して慎重に行うことが示されました。市では、収蔵資料の保管場所の確保が課題となっており、今後は、より適切な資料管理の在り方について検討していく必要があります。

事業の方向性

○郷土学習のための学習会や展示の充実
「玉川上水」「養蚕」「青梅鉄道」「縄文遺跡」「中里介山」等、羽村市における歴史的文化的財産を活用し、郷土愛を醸成するための様々なテーマによる体験的な企画展、講座、見学会などを実施します。

○文化財の価値と魅力の発信
市内に所在する多様な文化財の内容と価値を周知するとともに、これらが市民共有の郷土を象徴する貴重な財産であり、誇りであることを複数の媒体・手法で広く発信し、市民の意識啓発を図ります。

○登録郷土研究員等の育成と人材の確保
自らが郷土「はむら」に対して愛着と誇りをもつと同時に、その価値観を市民全体で共有・継承できるよう、郷土に関する研究員や展示説明員の育成及び人材確保に努めます。

○郷土博物館における適切な資料の管理
郷土博物館で所蔵する文化財等について、引き続き適切に管理するとともに、保管場所の拡充や収蔵資料の交換、譲渡、返却、廃棄等を含めた今後の管理の方向性について検討していきます。